

保険証等の取扱いについて (国民健康保険証・後期高齢者医療保険証)

■令和6年12月2日から保険証等が廃止されます

令和6年12月2日から被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証が廃止されます。

※令和6年12月1日時点でお手元にある保険証等については有効期限まで使用できます。

ただし、令和6年12月2日以降は、被保険者証の新規発行または紛失に伴う再発行は行えなくなりますのでご注意ください。

【国民健康保険証の取扱い】

- ・新規取得・喪失→届出必要。届出に基づき、「資格確認書」を交付します。
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証→届出必要。

【後期高齢者医療保険証の取扱い】

- ・新規取得・喪失→届出不要。(ご自宅に「資格確認書」を郵送します。)
(ただし、障害認定での新規取得については届出が必要)
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証→届出不要。

<資格確認書とは>

令和6年12月2日以降は、原則保険証登録をしたマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）で医療機関を受診することになります。

ただし、マイナンバーカードを保険証利用するための登録をしていない方やマイナンバーカード自体をお持ちでない方には、「資格確認書」を交付します。

(マイナ保険証を紛失等した場合は、申請により「資格確認書」を交付しますので、役場住民生活課生活環境係まで申請をお願いします。)

お問い合わせ先

【国保】役場住民生活課生活環境係 〒098-3207 幌延町宮園町1番地1 電話:01632-5-1112

【後期】北海道後期高齢者医療広域連合 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 電話:011-290-5601

地域おこし協力隊

通信

VOL.106

商工部門担当 上野 麻衣子隊員



こんにちは。商工部門担当の上野です。以前は仕事終わりに夕陽を見に行っていましたが、最近はすっかり日の入り時間が早くなって見に行くことができないので少し寂しいです。

私は、幌延駅構内にある、幌延町移住情報PR支援センター「ホロカル」とパン屋「RENNE（レンヌ）」の2拠点で活動しています。7月に着任後、同時に仕事を覚える大変さがありましたが、ホロカルでは観光客の方と、RENNEでは地元の方と接する機会が多くとても有意義な時間を過ごしています。

また、今回はRENNEの野村さんのアドバイスの下、プリンの商品化を担当させていただき、9月27日に販売開始することができました。豊富産の牛乳を使用し、通常のキャラメル部分には雪印メグミルク(株)幌延工場で作られたバターを使用した粒あんが入っています。プリンに粒あん？と意外性がありますが、食べた方からは、「プリンとあんこって合うんだね！美味しい！」と言っていたので、なかなか好評です。

金曜日、土曜日だけの販売で1個300円（税込み）です。お店で一つひとつ丁寧に作っていますのでお手にとっていただけたら幸いです。

寒い日が増えてきましたので、皆様どうぞご自愛ください。



▶ 9月27日に販売を開始した「ほろぶり」（1個300円（税込み））